

## 岡崎市水路等維持管理事業費補助金交付要綱

### (主旨)

第1条 市は、用水路、排水路及び水源かん養林の適正な維持管理を図るため、土地改良区等に対して、予算の範囲内において、岡崎市水路等維持管理事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (目的)

第2条 この要綱は、土地改良区等の用水施設、排水施設及び水源かん養林の維持管理に要する負担を軽減することにより、用水の安定的供給、水質の保全等を図り、農村環境の整備に資することを目的とする。

### (規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第2項の規定による土地改良区の理事長
- (2) 土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、愛知県知事の認可を受けた者又はその代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、農業者が組織する団体で市長が適当と認めた者

### (補助対象事業及び経費)

第5条 補助対象事業及び経費は、次の各号による。

- (1) 土地改良区等が実施する岡崎市内の用水施設、排水施設の維持管理事業に要する経費
- (2) 明治用水土地改良区が実施する水源かん養林の維持管理事業に要する経費

2 岡崎市が交付する他の補助金と補助対象経費が重複していないこと。補助対象経費が重複している場合は、この要綱による補助金の交付はしない。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号による。

- (1) 前条第1項第1号の経費に対する補助金の額は、補助対象経費の18パーセント以内とする。なお、算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (2) 前条第1項第2号の経費に対する補助金の額は、明治用水土地改良区から提示のあった造林事業5ヶ年計画から算出した額（造林事業5ヶ年計÷5ヶ年×岡崎市の受益率＝助成額）とする。

(交付申請書)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市水路等維持管理事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (2) 申請者予算書

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡崎市水路等維持管理事業費補助金交付決定通知書（様式第2号又は様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、岡崎市水路等維持管理事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添え、補助事業の完了の日から起算して30日以内若しくは翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業に要した経費の支払領収書の写し
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業に係る収支精算書
- (3) 補助金の交付の決定を受けた事業の完了後における当該事業に係る施設等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出が翌年度になるときは、事業が完了したことを3月31日までに市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市水路等維持管理事業費補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、岡崎市水路等維持管理事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書（様式第6号）を市長に速やかに提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第10条に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第8条の規定は、第2項に基づく返還があった場合について準用する。

（雑則）

第13条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。